

News Release

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）にかかる共済契約上の特別措置について

このたびの新型コロナウイルス感染症に被患された皆さまに、謹んでお見舞い申し上げますとともに、1日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

J A共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長：柳井 二三夫）では、新型コロナウイルスにより影響を受けられたご契約者さまに対して、次の取扱いを実施しています。

<新型コロナウイルス感染症にかかる共済契約上の特別措置>

新型コロナウイルス感染症について、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（以下「緊急事態宣言」といいます。）が発令されたことにより、共済約款上で定められた期限内にお申込みやお手続き等いただくことが困難な場合、その期限を延長いたします。

1. 対象となる共済契約

- ① 「緊急事態宣言」が発令された区域*において事業を行う農業協同組合または全国共済連を共済者とする共済契約
- ② 「緊急事態宣言」が発令された区域*に居住する方を共済契約者等とする共済契約

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府対策本部長（内閣総理大臣）が公示する新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する区域をいいます。

2. 実施内容

別紙のとおりとなります。

ご契約者さまからのお問い合わせ・ご相談は、ご契約先のJ Aにて承ります。

J A・J A共済連は、皆さまのお役に立てるよう、引き続き取り組んでまいります。

1. 実施内容

- (ア) 共済掛金払込猶予期間の延長
- (イ) 共済金、給付金又は年金の支払義務を免れる場合の期限の延長
- (ウ) 共済掛金の払込免除請求の期限の延長
- (エ) 危険の増加等による通知義務に関する特別措置
- (オ) 共済の目的の譲渡による被共済者の変更に関する特別措置
- (カ) 承継共済契約者の指定による共済契約者の変更の期限の延長
- (キ) 共済金額減額後の増額できる期限の延長
- (ク) 約定日の変更に関する通知期限の延長
- (ケ) 被共済者の確定に関する通知期限の延長
- (コ) 失効中の共済契約に係る復活期間の延長
- (サ) 共済証書貸付けの返済の期限の延長
- (シ) 共済掛金の振替貸付けの取消期間の延長
- (ス) 共済契約又は共済契約の復活の無効の申出の期限の延長
- (セ) 引継契約又は共済の目的の入替に関する特別措置
- (ソ) 短期共済契約の更新又は継続に関する特別措置
- (タ) 共済契約の更新又は継続をしない旨の通知に関する特別措置
- (チ) 転換契約、乗換契約又は切替契約の申込みの期限の延長
- (ツ) 年金支払開始年齢又は共済掛金払込終了年齢の繰下げの申込みの期限の延長
- (テ) 共済掛金の払込方法を月払いとする旨の申込みの期限の延長
- (ト) 共済契約の申込みの撤回等の申出に関する特別措置
- (ナ) 自動車共済契約の運転者の範囲により保障が限定されている共済契約に関する特別措置

2. 猶予する期間

令和2年9月16日（水）まで

以 上